

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づく軽微な変更について

1. 軽微変更の届出があった日
令和 7 年 4 月 30 日

2. 変更内容

・ 促進区域内海域の占用の区域

